

業務請負に関するアンケート 実施結果

JJC労働問題委員会

■アンケート名 『業務請負に関するアンケート』

■背景・目的

労働移住大臣規程2012年第19号への対応に際し、各企業は、事業セクター協会との交渉、業務実施工程フローの作成、そして業務請負が可能なノンコア業務の特定に関し、困難な問題に直面しているものと想定される。

そこで、労働問題委員会として、JJC会員各企業における対応状況をアンケート形式で調査・とりまとめの上、労働移住省および関連各署に対する意見具申活動の基礎資料として活用するとともに、調査結果を回答企業にフィードバックすることで、今後の対応、情報交換に際しての参考資料としていただく。

■実施期間

2013年7月17日（水）～26日（金）

■調査範囲

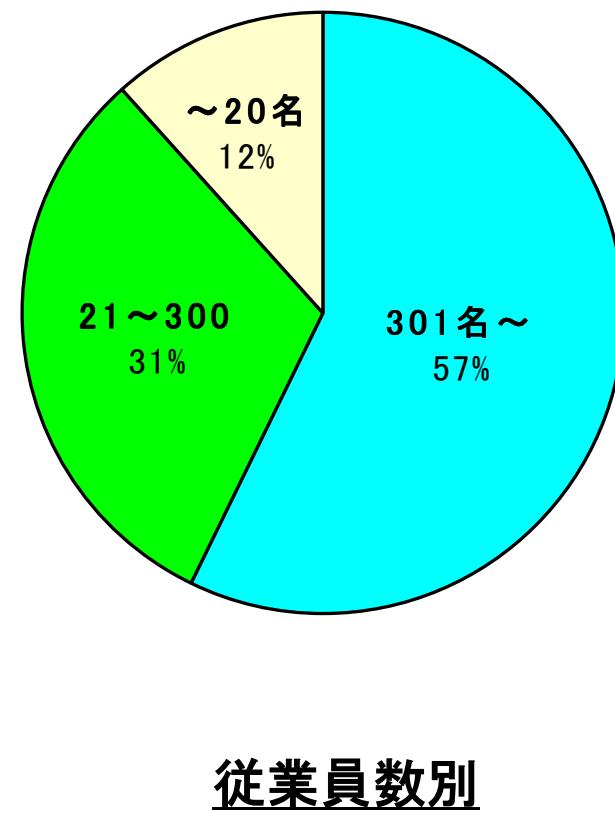
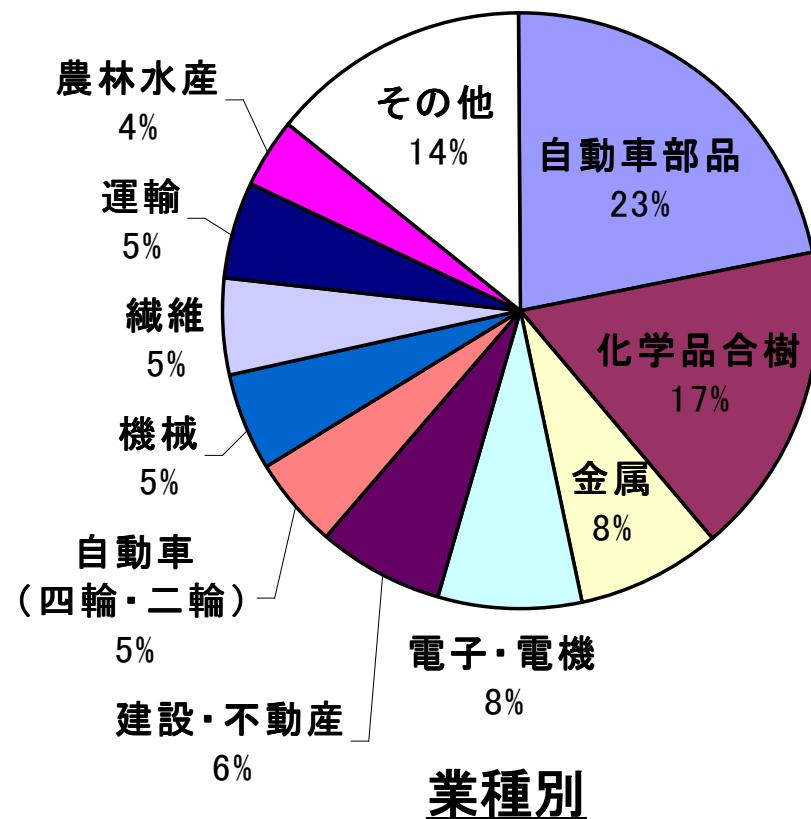
JJC会員企業 523社 および JETROメルマガ登録企業

集計結果①：回答企業データ

JJC労働問題委員会

回答企業総数 77社

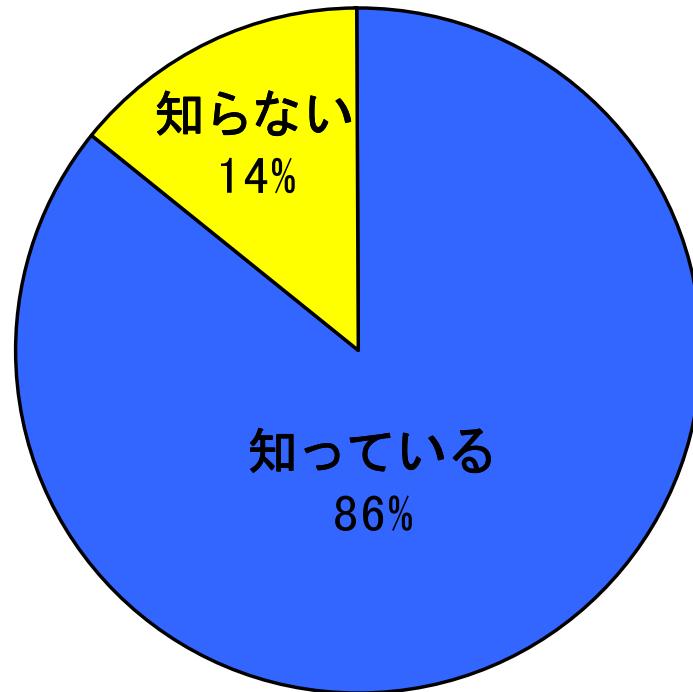
【内訳】



集計結果②：大臣規程の認知度

JJC労働問題委員会

Q 1. 労働移住大臣規程2012年第19号（以下、「大臣規程」とします。）第3条において、業務請負により委託できる業務に関し、条件が設定され、2013年11月18日までの対応が求められていることをご存知ですか？

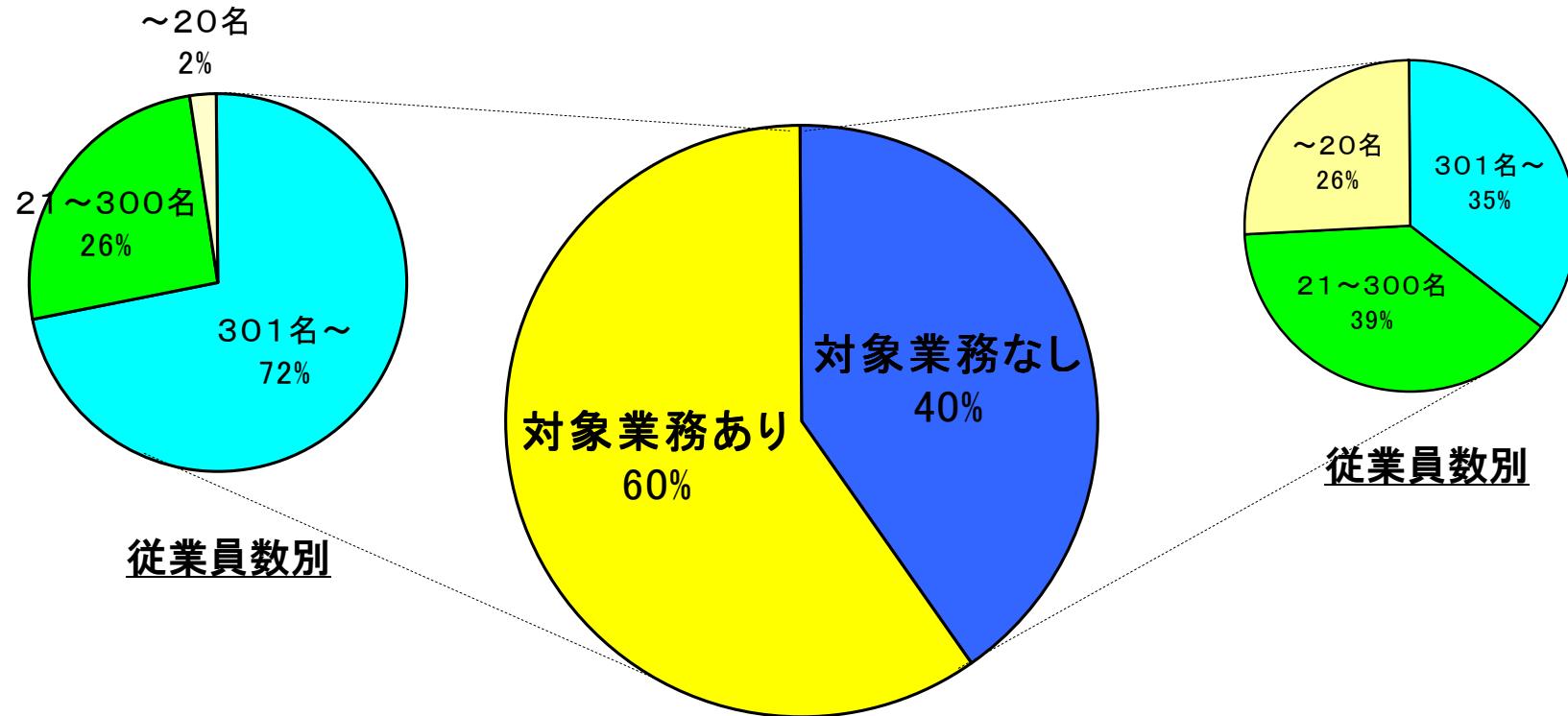


回答企業の約9割が、この大臣規程の存在とその概要を認識している。

集計結果③：業務請負の有無

JJC労働問題委員会

Q 2. 貴社では、業務請負で他社に現在委託している、または今後委託しようとしている業務はありますか？



業務請負の対象業務がある企業が6割。
従業員数の多い大企業ほど、対象業務がある傾向。

集計結果④：請負業務の内容

JJC労働問題委員会

Q3. (以下、Q2で「はい」と答えた場合)

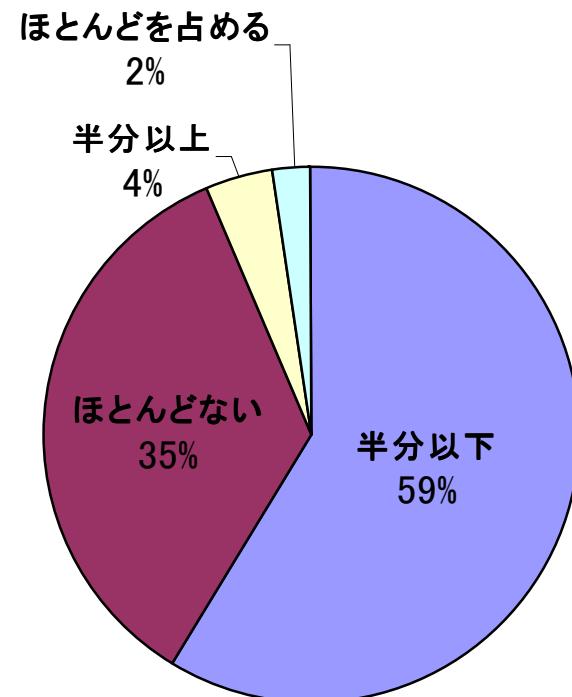
それはどんな業務で、貴社全体の業務量に占める割合はどの程度ですか？

【業務内容】

回答が多かった業務	回答数※
清掃	20社
守衛	19社
運転手	15社
物流（原料・製品運搬、倉庫、構内物流等）	13社
ケータリング・キャンティン	10社
梱包	9社
生産・工事補助（含 バリ取り）	8社
設備・機械保全	7社
造園・緑地管理	6社
オフィスボイ	4社
受付・コンタクトセンター	3社

※1社が複数業務を回答している場合有

【割合】



業務請負と人材派遣が混同されている可能性があるが、
いずれにしても、全体業務に占める業務請負の割合は大きくない。

Q 4. 大臣規程に対する対応をどのように進めていますか？

【主な回答】

① 対応済タイプ

- ・既に当局から請負業務の登録証明を得た。

② 対応中タイプ

- ・KADIN登録団体にコンタクト中。
- ・工程フローを作成し、事業セクター団体と交渉している。
- ・事業セクター協会とともにコア業務・ノンコア業務の区分等の対応を実施。

③ 対応予定タイプ

- ・同業他社と協議予定。
- ・事業セクター団体による「仕訳作業」の結果を待って、社員による業務に切替えることを検討中。

④ 対応不要タイプ

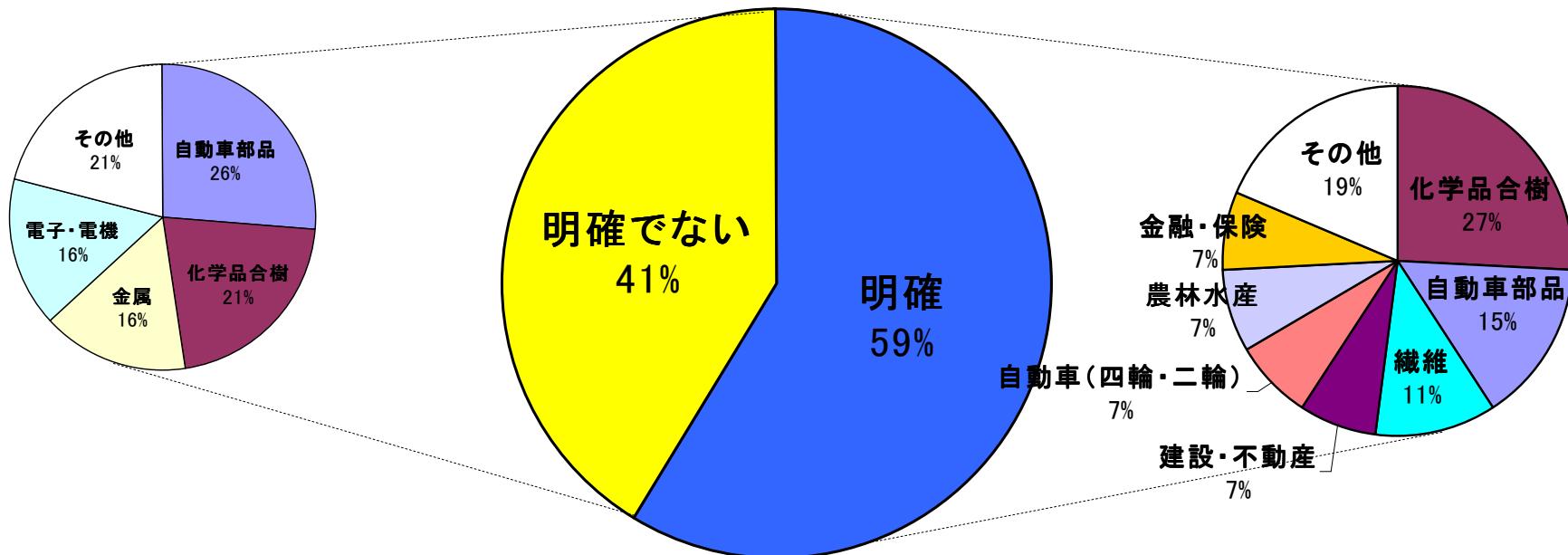
- ・労働組合には製品梱包をアウトソーシングする了解を得ている。
- ・補助的な業務であり、組合は請負業務とは認識していないので特に対応は考えていない。
- ・既に補助的業務においてしか、業務請負を使用しておらず、特段の準備は行っていない。

集計結果⑥：事業セクター団体

JJC労働問題委員会

Q 5. 大臣規程第4条で、「事業セクター団体」が「業務実施工程フロー」を定めることとなっています。この点に関して、

Q 5-1 自社の所属する「事業セクター団体」は、明確になっていますか？



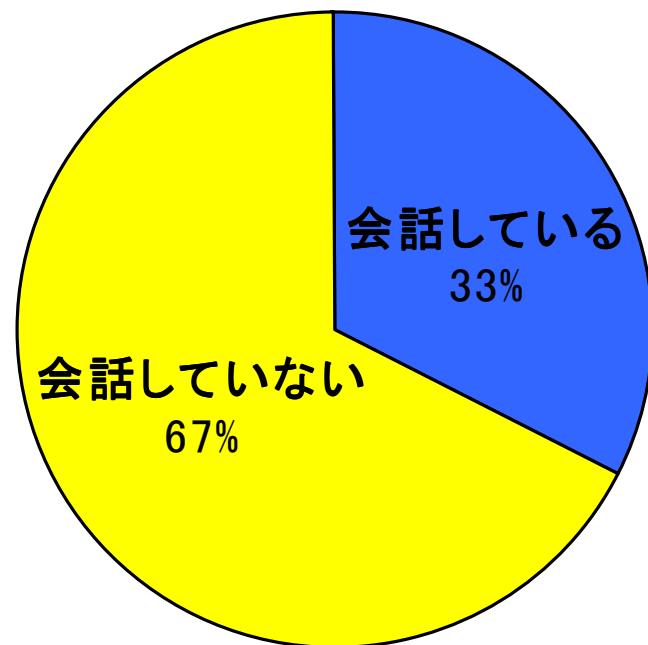
約4割の企業がそもそも事業セクター協会がどこなのかが不明確と回答。
自動車部品、化学品合樹、金属、電子・電機の割合が多い。

集計結果⑦：業務実施工程フロー作成状況(1)

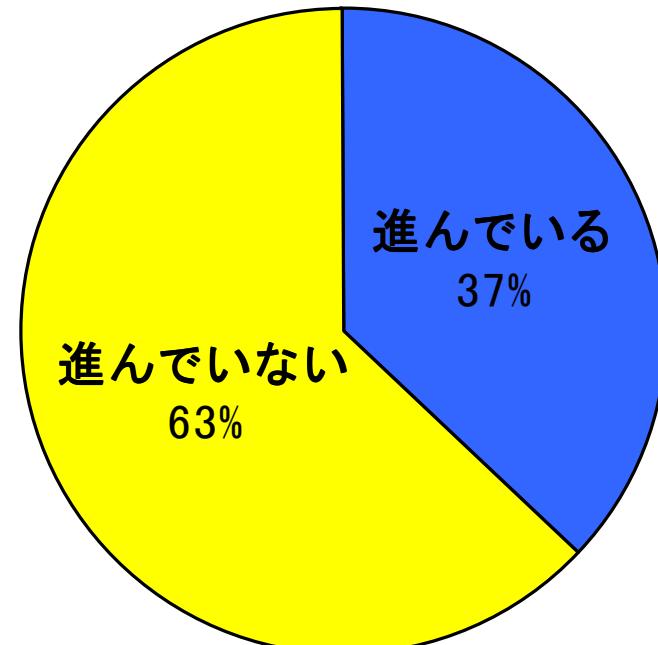
JJC労働問題委員会

Q 5-2 大臣規程への対応に関して、「事業セクター団体」と会話をしていますか？

Q 5-3 「業務実施工程フロー」の作成は、進んでいますか？



セクター協会との会話



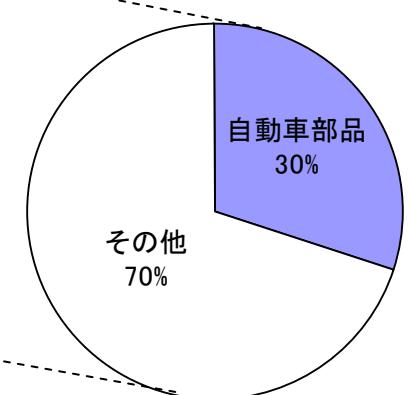
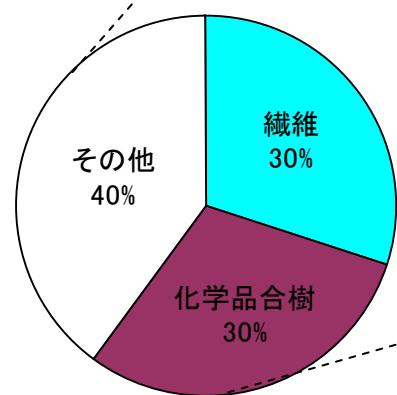
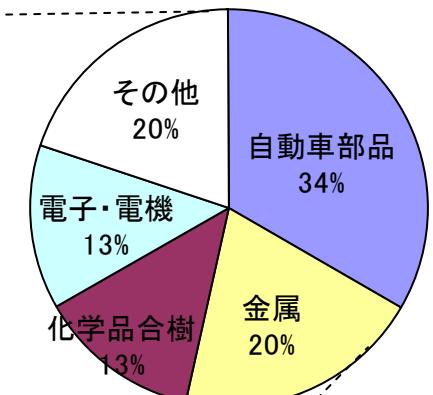
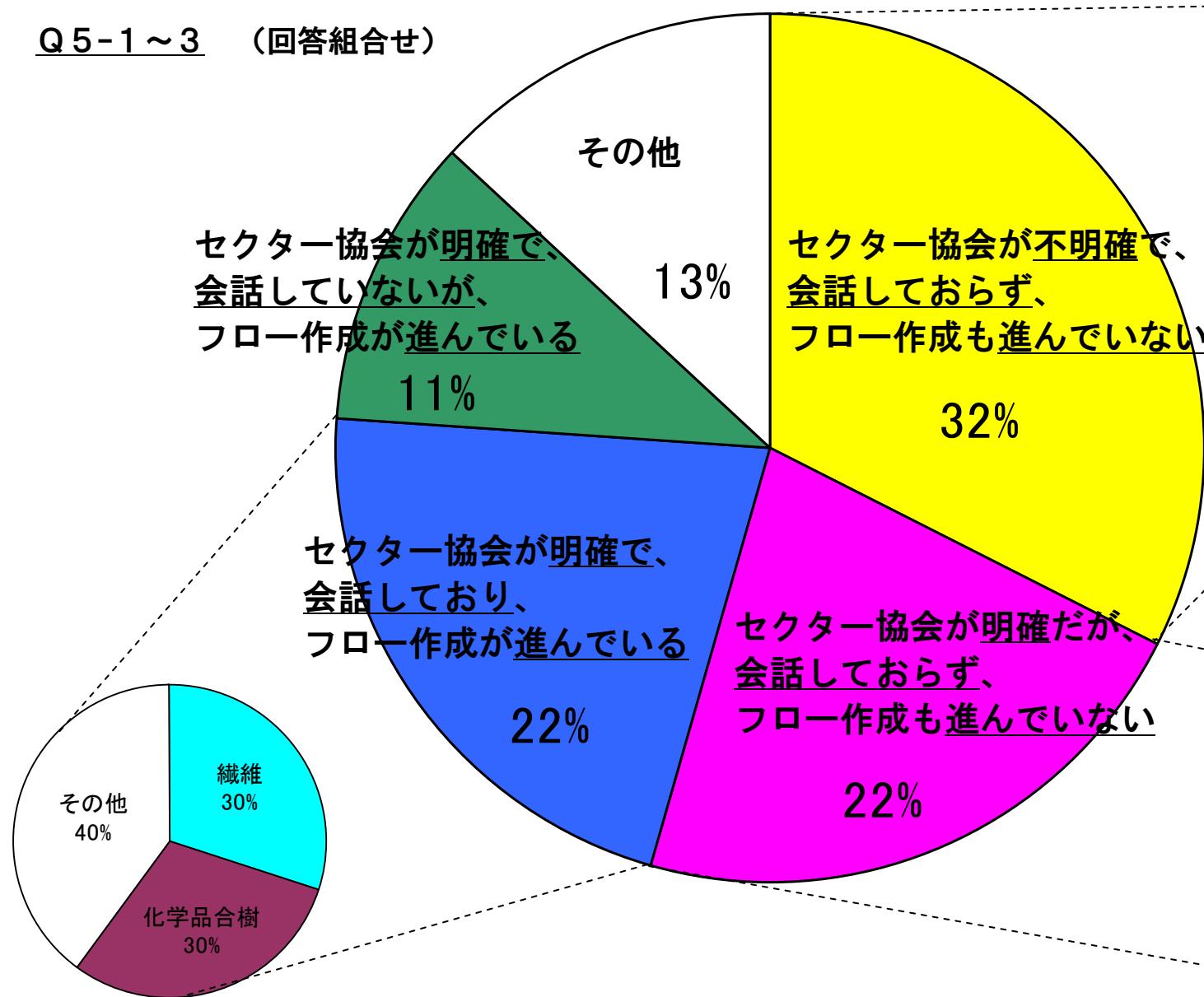
フローの作成

6割超の企業が、「事業セクター協会と会話していない」「工程フローの作成は進んでいない」と回答

集計結果⑧：業務実施工程フロー作成状況(2)

JJC労働問題委員会

Q 5-1～3 (回答組合せ)



Q 6. その他今回の大臣規程への対応に際して、困難を感じている点やご意見等があれば、お書きください。

【主な回答】

① 規程の趣旨に対する意見

- ・世の中はアウトソーシングや連携を強化して技術改革や価格競争を行う方向である。
- ・労務管理コストが急増。根本から経営の見直し(人員削減)をせざるを得なくなつた。
- ・コストアップになり事業継続性が危ぶまれる状況に陥る可能性がある。
- ・ほとんどが正規雇用になり、雇用側としては優秀な人材しか採用できなくなり、スキルの低い人間は就職のチャンスが非常に少なくなる。

② 規程の内容に対する意見

- ・この規程は、まだ内容の精査が足りず、法的なレビューが必要。
- ・同じ業種/業態でも業務実施工程フローは各企業により異なつており、企業の運営実態とかけ離れている。
- ・請負業務の定義が不明確。
- ・発効から施行までの時間軸が短い。

Q 6. その他今回の大臣規程への対応に際して、困難を感じている点やご意見等があれば、お書きください。

【主な回答】

③ 政府の動きについての意見

- ・事業セクター団体に対する、周知徹底がまだ足りない。
- ・事前に労働組合にも十分な説明と理解活動を行なっていただきたい。
- ・地方政府は、経営者および労働者がより理解できるよう、もっと活発かつ十分な活動を行うべき。
- ・政府は、1つの業界団体の中の会社間で、考えが相違する場合の解決策および業務フローを決定する方法を提供しなければならない。
- ・事業セクター団体が定める業務実施工程フローに基づいて各地Manpower Dept.が判断することに見解の統一性がとれるのか。
- ・労使での具体的討議の場を労働省主導で設置、Core業務の内容の見直しを適宜実施して戴きたい。

④ 事業セクター団体についての意見

- ・まだ、当社の製品に関する事業セクター団体を見つけていない。
- ・事業セクター協会に、フローチャート作成の動きが無い。
- ・事業セクター団体での方針策定、業務実施工程フロー策定の進展が明確ではない。

以 上